

事 務 連 絡

平成30年7月12日

関係府県教育委員会施設主管課御中

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課

「平成30年7月豪雨」における学校施設等の避難施設の環境改善
について（依頼）

「平成30年7月豪雨」においては、多くの住宅が被災し、特別警報等が解除になった今もなお避難指示が継続している等の事情により、多くの住民が地域の避難施設としての学校施設等に避難しています。

現在、一部の学校等では、住宅の床上浸水や土砂災害等の事情により避難住民の避難生活が長期化し、共存することも予想されます。この場合、これからの暑い時期に備え、空調等の設置により熱中症対策を講じたり、高齢者等の災害弱者への配慮から、簡易洋式トイレの設置などのトイレ環境の改善を図るなど、学校施設等の避難施設としての早急な環境改善が求められます。

こうした避難施設の環境改善に要する費用に関し、災害救助法が適用された地域については、災害救助法に基づく救助として国庫負担の対象となることから、防災部局との緊密な連携を早急に取りられますようお願いいたします。

なお、このことについて、災害救助法及び災害救助費等負担金制度を所管する内閣府防災担当とも調整済みであることを申し添えます。

また、関係府県教育委員会施設主管課におかれては、域内の市町村教育委員会に対し、本件について周知くださるよう併せてお願いします。